

気候 危機 対策



／ 第2回 ／
都内自治体アンケート調査結果

2024年秋 日本共産党東京都議団

第2回気候危機対策都内自治体アンケート 調査結果について

自治体は気候危機打開のキープレイヤー

気候危機打開のとりくみをすすめる上で、自治体は重要なキープレイヤーです。

日本共産党都議団はこれまで議会での質問とともに、2022年12月に「気候危機対策都内自治体アンケート調査結果」を公表。東京都の自治体向けの補助制度の使われ方を明らかにし、改善を提起するなど、都の自治体に対する支援の強化を提言しました。また2024年6月に発表した政策「東京2030 60%脱炭素 実行プラン ver.1.0」でも自治体への支援の強化を位置づけました。

今回の調査では各自治体の気候危機対策に振り向ける体制や予算の状況と共に、主に①専門的な知見の活用はどうなっているか、②地域住民や事業者との連携、に焦点をあてて調査を行いました。

資料編に各自治体からの回答一覧を掲載しています。

気候危機打開を願う多くの方々と共有し、様々な角度からの分析に生かしていただければ幸いです。またぜひ、ご意見・ご感想をお寄せください。

2024年 秋 日本共産党東京都議会議員団

目次

問1,問2(2)について	・・・	7 p
問3,問4(3)について	・・・	8 p
問5(1)(2)について	・・・	9 p
問5(3)(4)について	・・・	10 p
問6 について	・・・	11 p
問7 について	・・・	12 p
問8 について	・・・	13 p

調査の概要

- 東京都議会局を通じて、都内自治体にアンケートを行い、全区市町村(23区26市5町8村)から回答を得た。
- 回答期間は2023年8月下旬から9月上旬。

質問項目

- 問1 貴自治体において、気候危機対策を担当する部署は設置していますか。
- 問2 問1で「設置している」又は「～設置の予定がある」と回答した自治体にお尋ねします。
(1) 部署の名称を教えてください。
(2) 部署の体制を教えてください。 ※定数で御回答ください。
- 問3 気候危機対策に関して庁内横断型の組織（プロジェクト・チーム等）を設置していますか。
- 問4 問3で「設置している」又は「～設置の予定がある」と回答した自治体にお尋ねします。
(1) 組織の名称を教えてください。
(2) 組織の目的を教えてください。
(3) 参加部署を教えてください。
- 問5 気候危機対策に関する事業についてお尋ねします。予算額は10月末時点の数字をお答えください。
(1) 現時点で地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画を策定していますか。
(2) 実行計画に基づく事業のうち主要なものの名称を3つ教えてください。
(3) 実行計画に基づく全事業の令和5年度予算額を教えてください。
(4) 令和5年度全会計予算額に占める問5（3）の割合を教えてください。
(5) 気候危機対策に関する事業があれば主要なものの名称と令和5年度予算額を教えてください。
- 問6 関係機関との連携についてお尋ねします。
(1) 気候危機対策について、国や都、他自治体と情報交換や業務連携をしていますか。
(2) 具体例を教えてください。
(3) 情報交換や業務連携をしていない理由があれば教えてください。
- 問7 専門人材の活用についてお尋ねします。
(1) 気候危機対策について、学識経験者等外部の専門家に科学的な知見等を聴く機会がありますか。
(2) 頻度を含め具体例を教えてください。
(3) 専門家に聴取していない理由があれば教えてください。
- 問8 地域連携についてお尋ねします。
(1) 気候危機対策について、地域住民や事業者、業界団体と情報交換や連携をしていますか。
(2) 具体例を教えてください。
(3) 情報交換や連携をしていない理由があれば教えてください。
- 問9 気候危機対策を進める上でREPOS(リーポス)(再生可能エネルギー情報提供システム)を利用していますか。
- 問10 問9で利用していると回答した自治体にお尋ねします。利用例をご教示ください。

全体の考察

●体制や予算について多摩格差、町村格差がある

体制について、区市はほぼ全ての自治体で気候危機対策を担当する部署がありますが、町村では部署を設置できないところが多いです。また区に比べると、市町村はより少ない職員数で対応せざるを得ない状況が伺えます。全庁的課題としてとりくむための庁内横断型の組織を置いている自治体は、区においても半数にとどまりました。

気候危機対策の予算について、予算全体に占める割合を見ると、市は区の半分の水準にとどまっており、町村は独自予算を持っていないところが多いを占めています。

前回の調査同様、気候危機対策においても多摩格差、町村格差が存在することが明らかです。

●施策の柱に省エネ・再エネが位置づけられている

施策について、区市いずれも省エネ・再エネ機器の設置への助成を位置づけていることが明らかになりました。気候危機対策の柱に省エネ・再エネを位置づけることが自治体レベルでも定着していることが伺えます。また区市ともに引き続き啓発に力を入れています。

また区ではカーボン・オフセット事業を位置づける自治体が3分の1を占め、市でも複数ありました。

●国や都、他自治体との連携に明暗

国や都、他自治体との連携について、「オール東京62市区町村共同事業」や「東京都市環境・公害事務連絡協議会」、部長・課長・係長会議、カーボン・オフセット事業や区市独自のとりくみを通じて行われている一方、区市の3分の1、町村の3分の2が無回答でした。

●専門的知見の日常的な活用はこれからの課題

専門的知見の活用状況について、外部の有識者に科学的知見を聴く機会が毎月のようにある自治体は5区にとどまりました。区市ともに審議会や計画の策定・進捗評価の機会を挙げるところが多く、多くの自治体で、日常的に専門家から助言を得て施策を進める状況にはないことが伺えます。「学識経験者とのつながりが無い」と回答した自治体もありました。

●気候市民会議の開催、中小企業支援は少数

地域住民や事業者との連携について、審議会や地域協議会といった法定の会議体をあげる自治体があった他に、独自の会議体やイベントをあげたところもありました。杉並区、武蔵野市、日野市で、無作為抽出で選ばれた市民が参加する気候市民会議にとりくんでいます。

また事業者との連携について、エネルギー企業との協定をあげた自治体が一定数ありました。一方、中小企業への支援・連携についてあげた自治体は区市ともに1自治体にとどまりました。

全体の考察

●東京都に求められること

(1) 自治体がもっと専門的知見を活用できるように、支援や補助を強化する

日本共産党都議団が昨年、杉並区の岸本聡子区長と懇談した際、区長は「基礎自治体にはデータはあるけれど、専門知識も人材も限られ、分析などは難しい。補助も人的支援も必要だ」と話されました。今回のアンケート調査から他の自治体でも同様の状況がうかがえます。

気候危機対策に関する都の自治体向けの補助制度は、概ねどのメニューも専門人材の活用にあてることができるとしています。今後、都にはさらに、①専門家の紹介・派遣に力を入れること、②自治体が「中間支援組織」(*)の活用を考えた際に、その人件費に充てられる補助を整備すること、など、自治体により専門的知見を活用できるように、支援や補助を強化することが求められています。

(*) 中間支援組織：行政やエネルギー企業などから独立して、自治体や中小企業などの省エネ・再エネ活用等をアドバイスし、伴走支援する民間組織。住民主体の活動をコーディネートしているところも。オーストリア・フォアアールベルク州などで活動が盛ん。日本でも複数の団体がとりくんでいる。

(2) 自治体が中小企業支援により力を入れられるようにする

専門的知見の活用の中でも、中小企業の省エネ・再エネのとりくみを支援する体制を強化することが必要です。今回の調査結果からも、各自治体で機器設置への補助は定着しつつありますが、それらも活用して中小企業が実際に省エネ・再エネにとりくむための相談体制については十分整備されていない様子が伺えます。一方、都の相談窓口には相談が多く寄せられ、相談者が待たされる状況にあります。各自治体で中小企業が気軽に相談できる体制を整備できるように、都の支援を強化すべきです。

また、葛飾区で実証が始まっている既存の学校の断熱改修のとりくみなど、気候危機対策であると同時に地元の事業者の仕事につながっていくようなとりくみを促進する必要があります。現在、都の自治体向け補助メニューに学校の断熱改修に活用できるものはありません。新たに創設することを求めます。

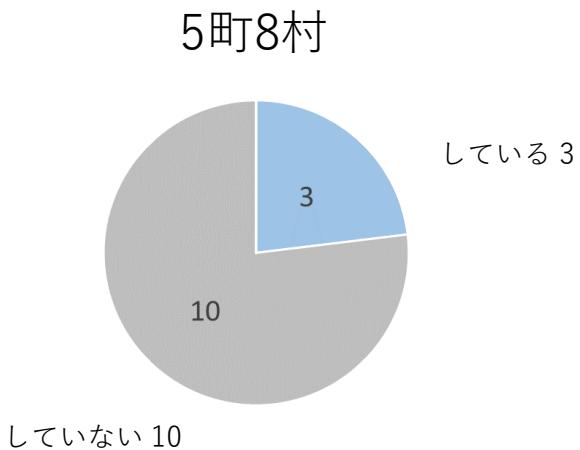
(3) 都が気候市民会議の普及の先頭に立つべき

各自治体で、市民や事業者などと協議し、とりくみを進める会議体やイベントが行われており、啓発活動は引き続き各自治体の主要な施策です。その中で、無作為抽出の市民によって構成される気候市民会議のとりくみが始まっています。会議参加者が気候変動やその対策への認識を深める機会となり、実際に自治体の気候政策に市民のリアルな声を反映させるとりくみとして大変重要です。

日本共産党都議団は2024年第3回定例会に気候都民会議条例を提案しました。国の政策にも大きな影響を与える東京都が同会議を実施することが求められています。同時に、都内の各自治体が今後、気候市民会議のとりくみをすすめる際に活用できる支援（専門家の紹介・派遣、会議運営の支援、これらに活用できる補助制度など）を強化すべきです。

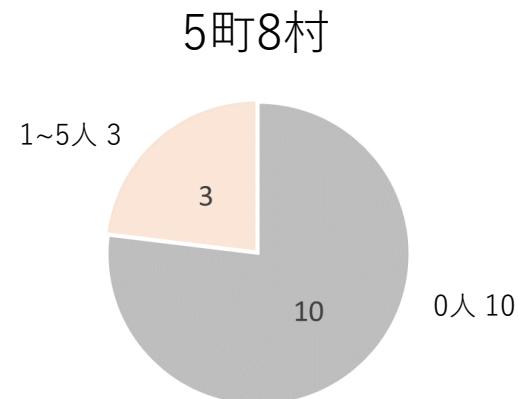
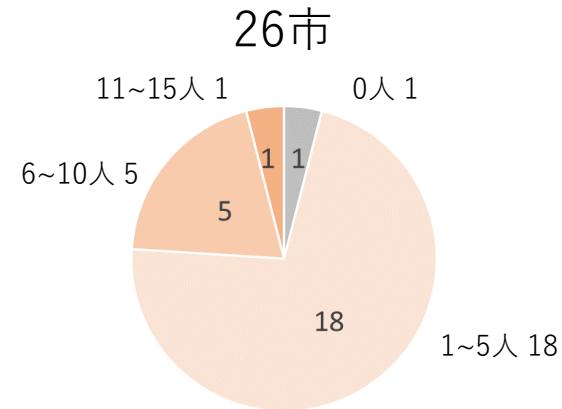
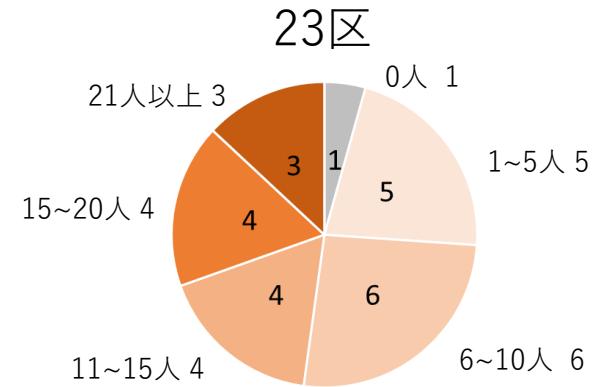
調査結果の概要

問1 貴自治体において
気候危機対策を担当する
部署は設置していますか



問2 (2) 部署の体制 (定数)

一般職

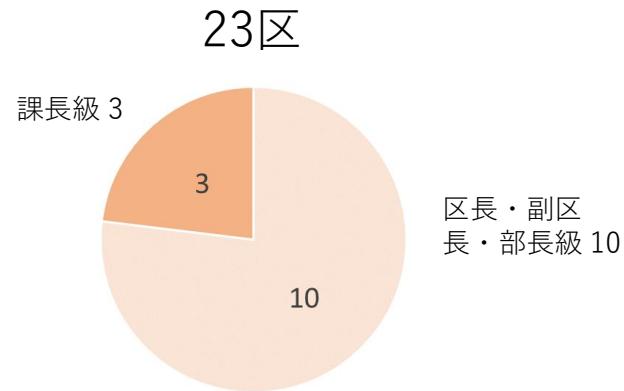
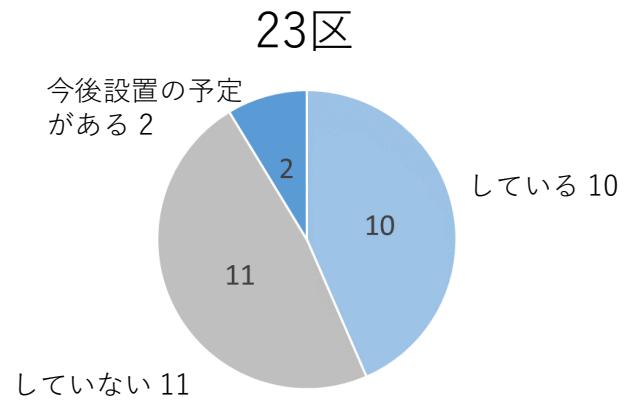


●区市はほぼ全ての自治体で気候危機対策を担当する部署があります。町村では瑞穂町、日の出町と今年度から小笠原村が設置します。

●部署の体制では、一般職について、区部は6人以上の自治体が7割を占めるのに対し、市部では5人以下の自治体が7割以上を占めました。

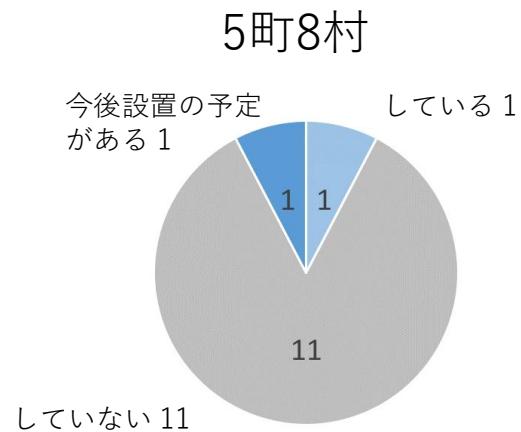
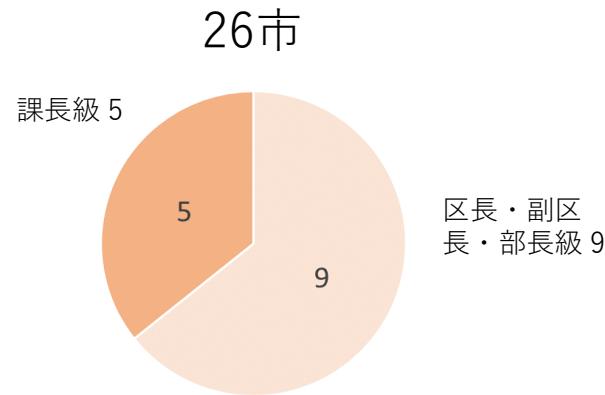
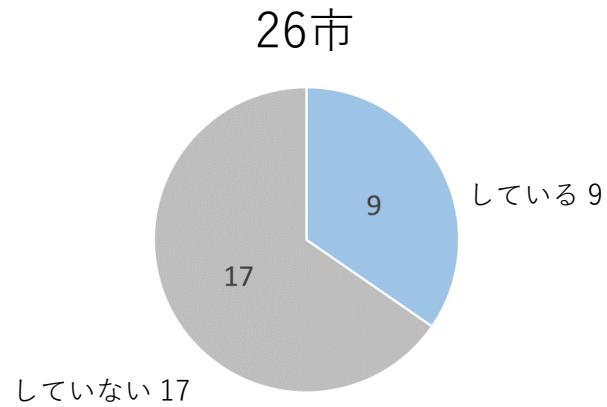
問3 気候危機対策に関して 庁内横断型の組織（プロジェクト・チーム等）を設置していますか

問4（3）参加部署

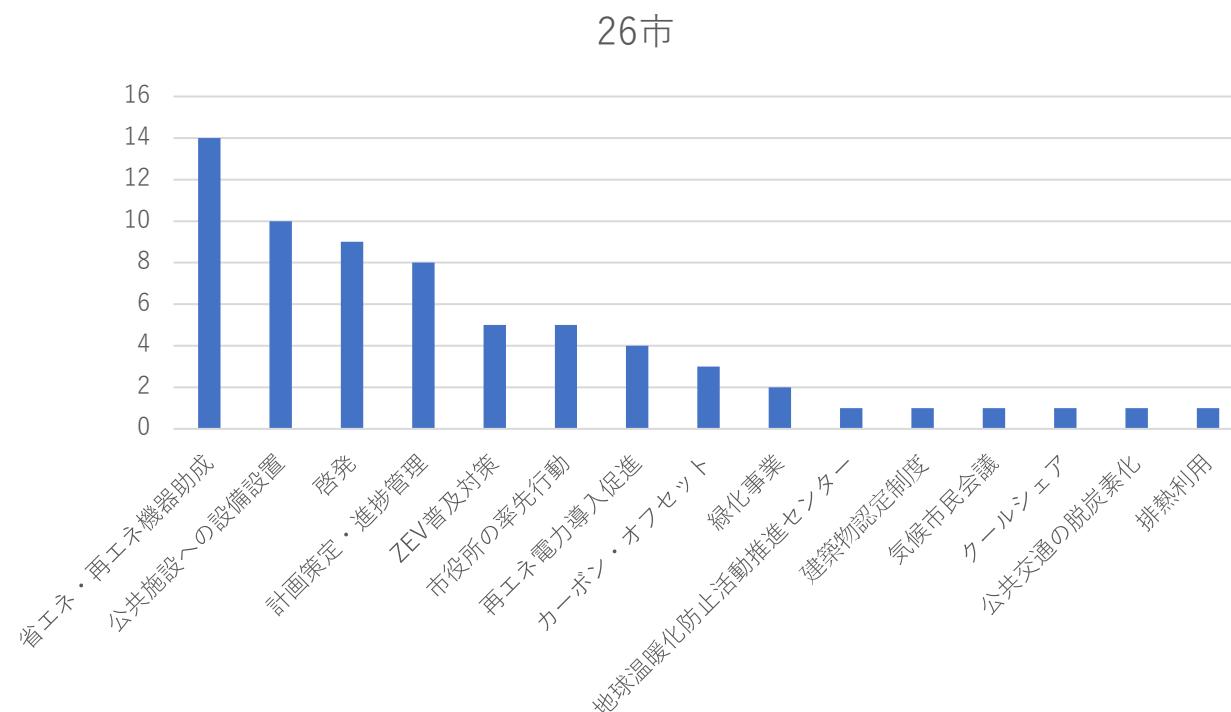
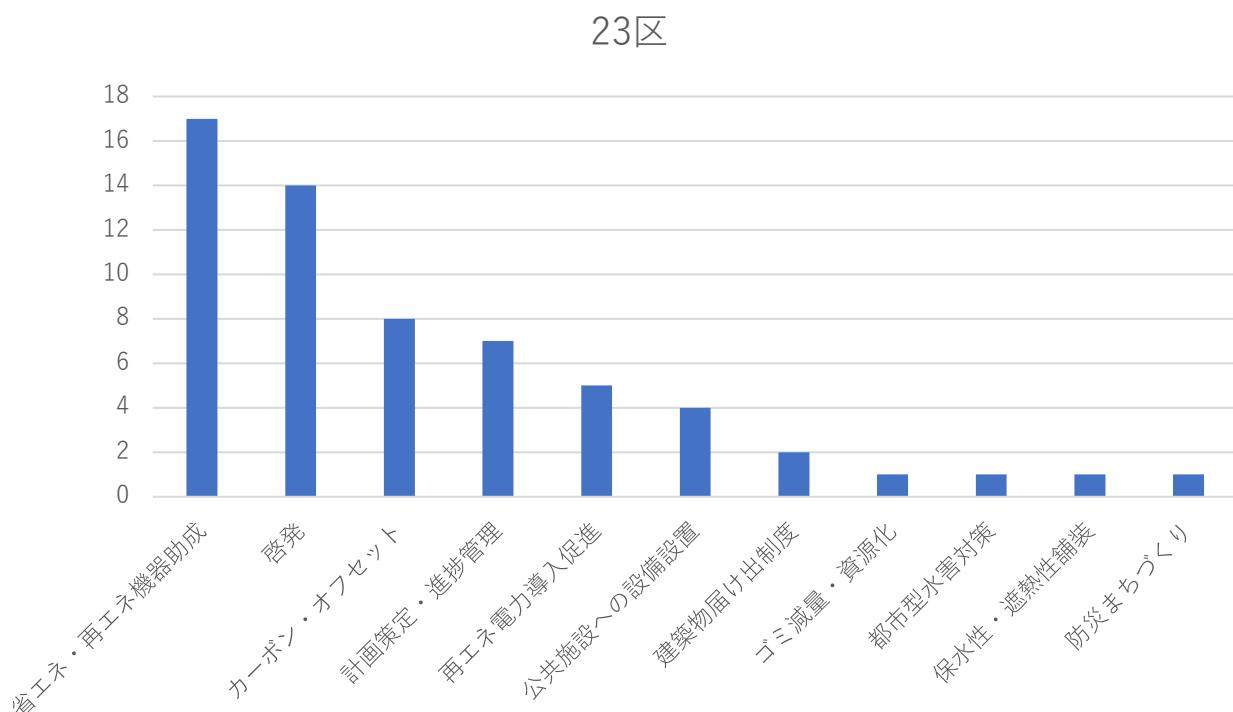


●庁内横断型の組織を設置している、または設置の予定がある自治体は区部で約半数、市部で約3分の1でした。瑞穂町が設置、小笠原村が設置予定です。

●参加部署では、課長級の参加が位置付けられている自治体は区部では3区、市部では5市ありました。



問5（2）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に基づく事業のうち、主要なもの
の名称を3つ教えてください。



●区市ともに省エネ・再エネ機器助成が最多でした。また同じく区市ともに、啓発事業が引き続き高い位置づけにあります。カーボン・オフセット事業にとりくむ自治体が23区で8自治体、26市で3自治体ありました。

●具体例

- 〔啓発〕・我が家／我が社のCO2ダイエット宣言（台東区）
・環境学習講座（稲城市）など

〔カーボン・オフセット〕

- ・多摩の森活性化プロジェクト（千代田区／中央区／台東区／品川区／荒川区／葛飾区／八王子市／青梅市／町田市／あきる野市／日の出町／檜原村／奥多摩町／東京都）など

〔再エネ電力導入促進〕

- ・新宿再エネオークション（新宿区）
・再生可能エネルギー電力切り替え促進事業（東村山市）など

※詳細は資料ページをごらんください。

問5（1）現時点で地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画を策定していますか。

●区市は全ての自治体で策定していました。一方、町村で策定しているのは瑞穂町、奥多摩町、檜原村、小笠原村の4自治体でした。

問5 (3)実行計画に基づく全事業の令和5年度予算額を教えてください。
 (4)令和5年度全会計予算額に占める問5(3)の割合を教えてください。

23区		
	(3) 千円	(4) %
千代田区	274,000	0.4
中央区	174,048	0.11
港区	5,513,573	2.6
新宿区	7,850,725	4.6
文京区	45,567	0.03
台東区	304,003	2.5
墨田区	34,927	0.019
江東区	3,935,891	1.17
品川区	2,365,467	0.91
目黒区	20,402	0.017
大田区	2,462,614	0.78
世田谷区	226,197	0.06
渋谷区	4,929,537	4.38
中野区	24,203	0.09
杉並区	7,377,019	2.2
豊島区	43,278	0.02
北区		
荒川区	55,520	0.03
板橋区	2,000,000	0.06
練馬区	91,246	0.03
足立区	7,433,705	0.015
葛飾区	507,268	0.21
江戸川区	4,723,471	1.62
平均	2,290,576	0.99

26市		
	(3) 千円	(4) %
八王子市	167,954	0.04
立川市	7,251	0.01
武蔵野市	2,682,780	3.7
三鷹市	38,190	0.05
青梅市	282,082	0.47
府中市	129,355	0.1
昭島市		
調布市	3,409,428	0.03
町田市		
小金井市	27,033	0.04
小平市	348,679	0.45
日野市	7,665	0.011
東村山市	101,010	0.15
国分寺市		
国立市	25,347	0.046
福生市		
狛江市	336,136	0.68
東大和市	1,050,868	3.00
清瀬市	137,900	0.43
東久留米市	149,885	0.2
武蔵村山市		
多摩市	18,613	0.02
稲城市	9,128	0.02
羽村市	14,122	0.035
あきる野市	278,630	0.0052
西東京市		
平均	461,103	0.47

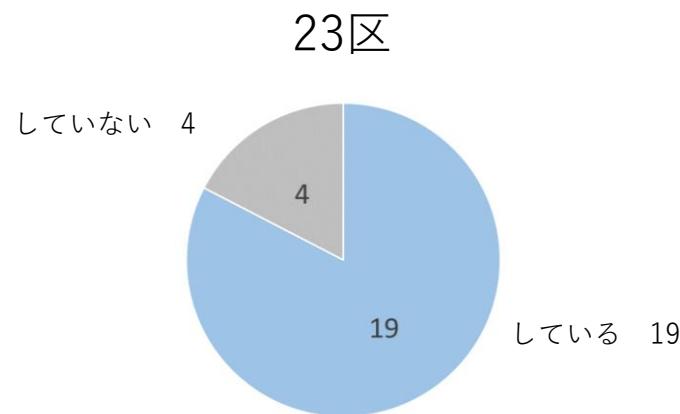
5町8村		
	(3) 千円	(4) %
瑞穂町	3,493	0.0001
日の出町	0	0
奥多摩町	0	0
大島町	0	0
八丈町	0	0
檜原村		
新島村	0	0
利島村	0	0
神津島村	0	0
三宅村	0	0
御蔵島村	0	0
青ヶ島村	0	0
小笠原村	11,000	2
平均	1,208	0.17

●区と市では、実行計画に基づく予算額が予算全体に占める割合は、平均すると倍以上の差があります。町村部では予算そのものを組めていない自治体が多数です。

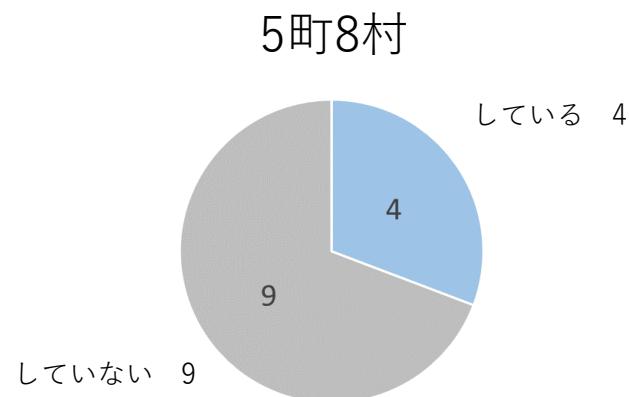
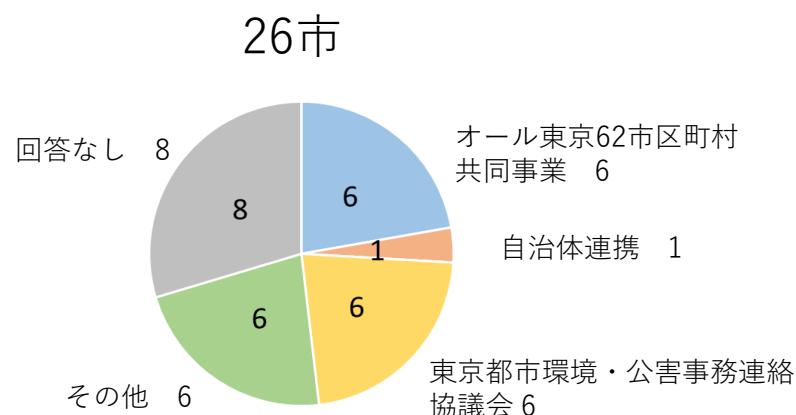
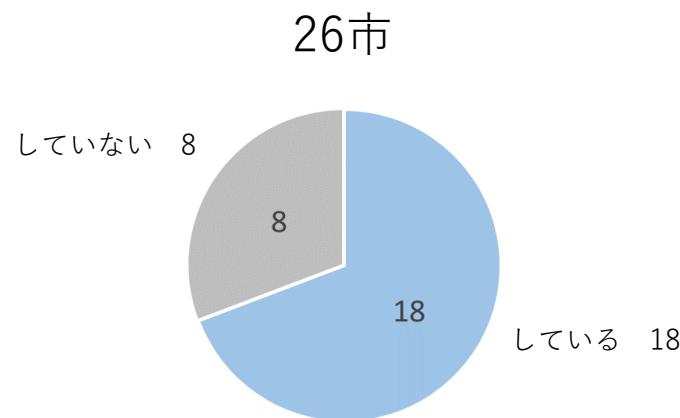
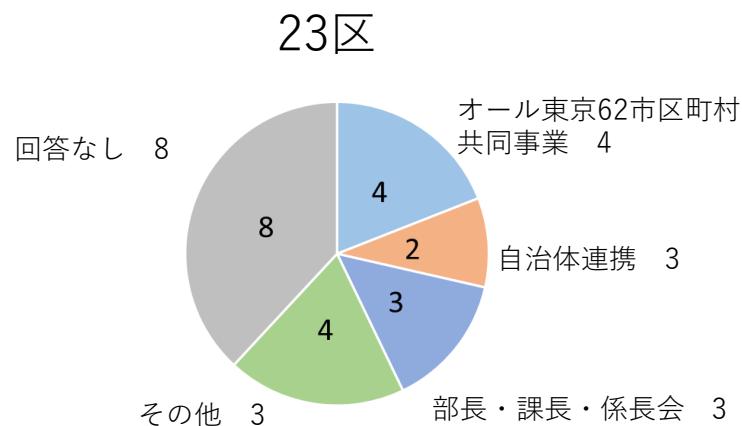
※空欄は「不明」「分野・部署が多岐にわたる」等の理由により未回答

問6 関係機関との連携についてお尋ねします。

(1) 気候危機対策について、国や都、他自治体と情報交換や業務連携をしていますか。



(2) 具体例を教えてください。



● (1) 区部では8割が情報交換や業務連携の機会があると回答。市部では約7割、町村では約4割が情報交換や業務連携の機会があると回答しているが、機会がない自治体が多い。機会がない理由としては、「体制が整っていない」「担当部局がない」「人員不足」などが挙げられている。

● (2) 区市では多様な情報交換・業務連携の機会があり、区独自で情報交換・業務連携の機会を設けているところもある。区市でその他に分類したものとして「国立環境研究所定例会への参加」「気候市民会議の開催」「気候変動適応広域協議会への参加」等がある。

・オール東京62市区町村共同事業：「東京62市区町村による共同宣言」に基づき、2007年から東京都市長会、特別区長会、東京都町村会の主催、(公財)東京市町村会自治調査会、(公財)特別区協議会の企画運営。

・自治体連携：「新宿の森」(新宿区)では、区外の森林を整備することで、CO2の吸収を促進し、区内のCO2排出量の一部と相殺する自治体連携によるカーボン・オフセットの取組を行っている。

・東京都市環境・公害事務連絡協議会：地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき設置されているもの。区・区民・事業者等が連携して具体的な対策について協議する。

・部長・課長・係長会：特別区環境・公害主管部の部長、課長、係長

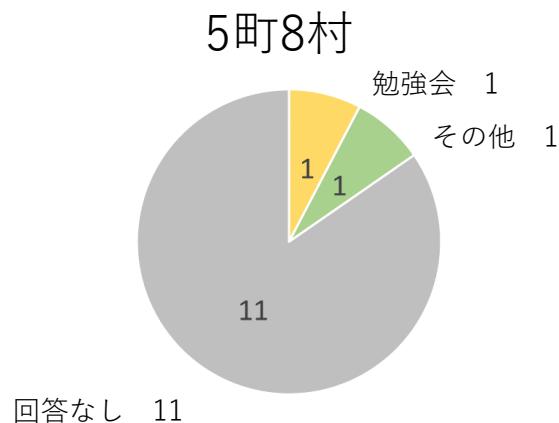
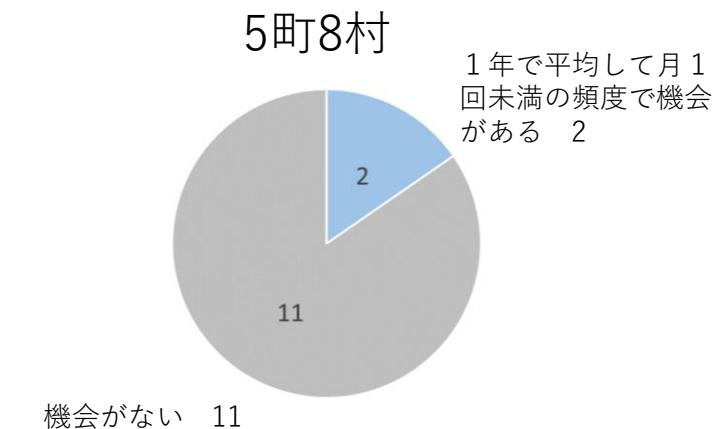
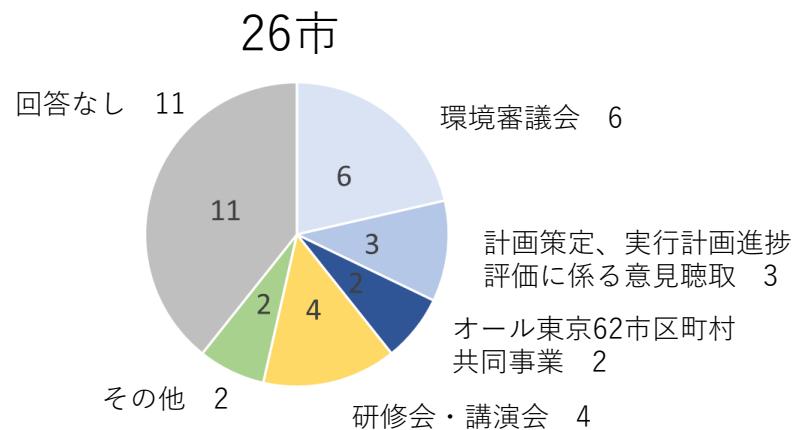
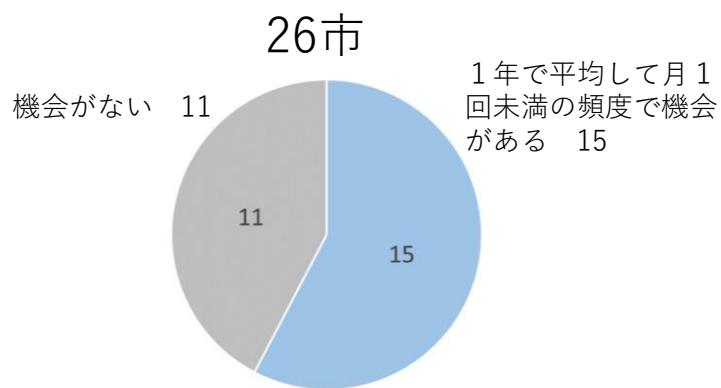
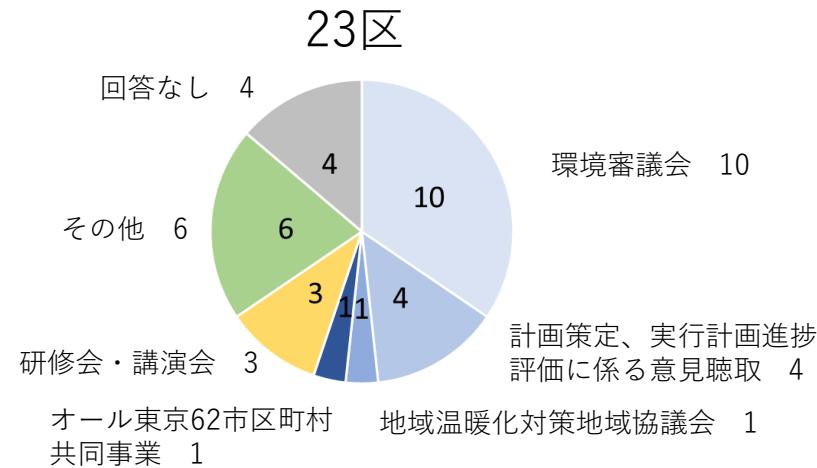
・その他：各自治体で個別で行われていると判断したものはその他として分類した。例) 気候変動適応センター(江戸川区)では、気候変動適応を推進するため、情報の収集、整理及び分析を行い、それらの情報の発信及び提供に関することを所掌している。

※同じ自治体の中で異なる情報交換や業務連携の機会がある場合には、別々に取り上げ集計を行った。そのため、自治体の合計よりも総数が多い場合がある。

問7 専門人材の活用についてお尋ねします。

(1) 気候危機対策について、学識経験者等外部の専門家に科学的な知見等を聴く機会がありますか。

(2) 頻度を含め具体例を教えてください。



● (1) 区部では8割以上の自治体で1年で平均して1回未満または1回以上の頻度で外部の専門家に科学的な知見等を聴く機会がある。一方で、市町村では「1年で平均して月1回未満の頻度で機会がある」もしくは「機会がない」の2通りの回答のみである。その理由として「気候危機対策への個別取組をしていない」「学識経験者とのつながりがない」「体制が整っていない」などが挙げられている。

● (2) 区市では「環境審議会」「研修会・講演会」「協議会」など多様な機会があるのに対し、町村では知見を聴く機会がほとんどない。

・ 計画策定、実行計画進捗評価に係る意見聴取：計画策定、実行計画進捗評価に係る意見聴取はこれに分類した。

・ 環境審議会：環境基本法第44条によるもの。各区市町村の条例で定めるところにより環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会

・ 地域温暖化対策地域協議会：地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき設置されているもの。区・区民・事業者等が連携して具体的な対策について協議する。

・ 研究会・講演会：外部の学識経験者等からの研究会、シンポジウムへの参加等はこれに分類した。

・ その他：各自治体による独自の活動についてはその他として分類した。

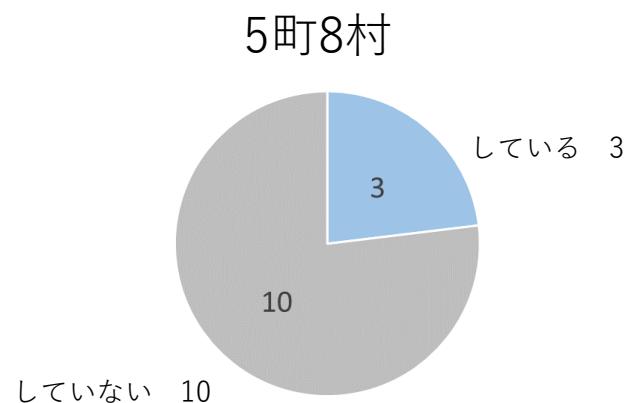
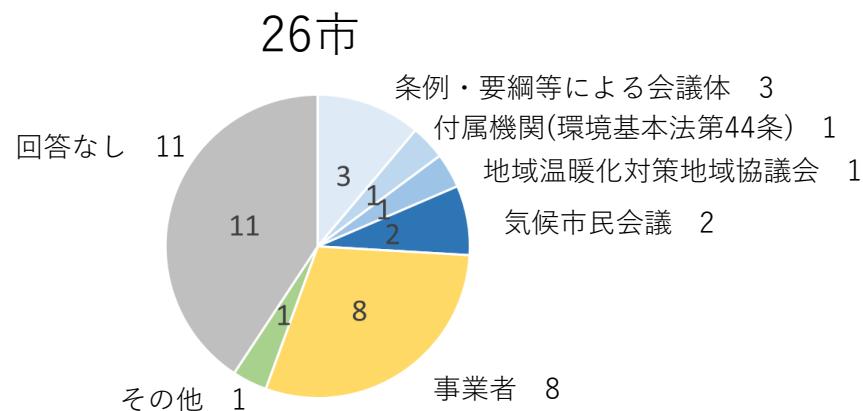
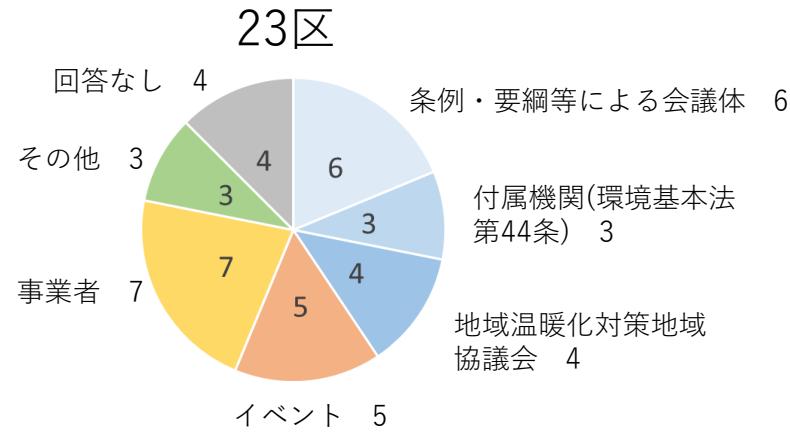
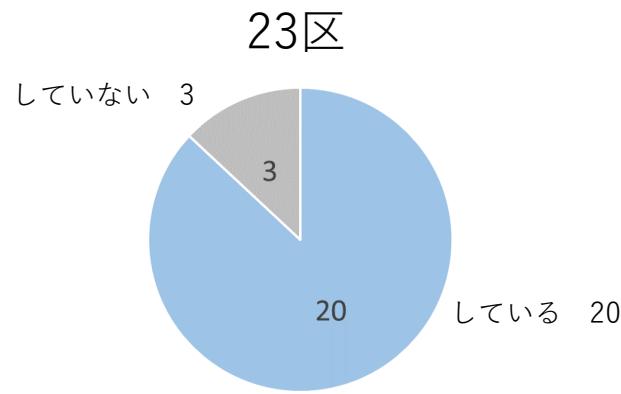
例)「シブヤサステナブル推進協議会」(渋谷区)は要綱で設置され「行政主導ではなく、区民・事業社・団体等の協働による課題対応や環境への取り組みを展開していく」としている。

※同じ自治体の中で異なる科学的知見を聴く機会がある場合には、別々に取り上げ集計を行った。そのため、自治体の合計よりも総数が多い場合がある。

問8 地域連携についてお尋ねします。

(1) 気候危機対策について、地域住民や事業者、業界団体と情報交換や連携をしていますか。

(2) 具体例を教えてください。



● (1) 区部では8割以上の自治体で気候危機対策について、地域住民や事業者、業界団体と情報交換や連携をしている。市部では約6割、町村では約2割が情報交換や連携をしていると回答しているものの、区部と比較するとその割合は小さい。連携ができていない理由としては、「気過半数以上が候危機対策についての個別取組をしていない」「体制が整っていない」「人員不足」などが挙げられている。

● (2) 区市では半分以上の自治体で「会議体」「事業者」等で情報交換や連携を行っているのに対し、町村では情報交換や連携の場がほとんどない。

・会議体：審議会や地域協議会といった法定の会議体をあげる自治体があったほか、独自の会議体を設置しているところもあった。

例) みたか環境活動推進会議(三鷹市)では、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現と市民の環境保全意欲増進に向けた啓発活動を実施している。

イベント：自治体独自で体験学習やワークショップ等を通して環境について考える取組を実施している場合にイベントとして分類した。

・事業者：各自治体と特定の企業との間で行われている事業は事業者として分類した。

例) 新宿再エネオークション(新宿区)では、区と株式会社エナジーバンクの「再生可能エネルギーの利活用の推進に関する協定」締結による事業の実施を行っている。

・その他：各自治体による独自の活動についてはその他として分類した。

例) 「グリーンとしま」再生プロジェクト(豊島区)では、地域団体、民間企業等、様々な立場の人で構成する実行委員会、植樹や育樹等の活動を行っている。

※同じ自治体の中で異なる情報交換や連携の機会がある場合には、別々に取り上げ集計を行った。そのため、自治体の合計よりも総数が多い場合がある。